



Information

国民健康保険 に関するお知らせ

◆ 12月1日から国民健康保険証が変わります

新しい保険証（個人単位のカードのもの）は11月下旬に世帯主あてに配達記録郵便でお届けしますので、保険証が届いたら、すぐに記載内容に誤りがないかを確認してください。

なお、今回お届けする保険証の有効期限は、平成21年11月30日です。これ以外の有効期限の保険証が届いた方は、この期間内に75歳に到達される方などです。これらの方については、有効期限に達する前に案内文書をお送りします。

👉 配達時に不在の場合は…

一定期間郵便局で保管され（ポストに不在通知が入っています）、その後市役所へ返送されてきます。不在通知に記載されている保管期限までに郵便局にお問い合わせいただくか、期限を過ぎた場合は市民課へご連絡ください。届いていないと思っても世帯のどなたかが受け取っている場合もありますので、ご確認をお願いします。

※納税相談のある場合は郵送しませんので、市役所にお越しいただき新しい保険証を受け取ってください。

👉 今回から裏面が「ドナーカード」として利用できます

臓器提供の意志を持つ人が、その意志を表示できる手段の普及が大きな課題となっています。養父市においても今回発行の保険証より、裏面をドナーカードとすることになりました。

- ▶ドナーカードへの記入は、15歳以上の人のみ有効です。
- ▶臓器提供を強要するものではありません。
- ▶ドナーカードに関するお問い合わせは、(社)日本臓器移植ネットワークフリーダイヤル(☎0120-78-1069)をお願いします。

◆ 加入・脱退手続きはお忘れなく！

国民健康保険への加入や脱退の際は必ず届け出が必要ですので、市役所市民課、または各地域局市民係で手続きをしてください。また、届け出は14日以内をお願いします。

【届け出に必要なもの】 社会保険証または事業所の証明書、印鑑、国民健康保険証

加入する日は？	脱退する日は？
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 転入した日（職場の健康保険に加入していない場合） ◆ 職場の健康保険の資格がなくなった日 ◆ 出生した日 ◆ 生活保護を受けなくなった日 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の市区町村へ転出した日 ◆ 職場の健康保険に加入した日の翌日 ◆ 死亡した日の翌日 ◆ 生活保護を受けはじめた日
加入手続きが遅れると…	脱退手続きが遅れると…
<p>国保に加入しなければならないのに届け出が遅れると、保険料をさかのぼって納めることになります。また、その間の医療費は遅れた理由がやむを得ない場合を除き、全額自己負担になります。</p>	<p>職場の健康保険に加入した場合も、脱退の届け出が必要です。届け出が遅れると、保険料の正確な算定ができません。また、誤って国民健康保険の保険証を使用すると、市が負担した医療費（年齢により7割から8割）を返還していただくことになります。</p>

お問い合わせ

市役所市民課 (☎ 662-3165) または各地域局市民係